

事故発生時の対応



事故発生

事故のご連絡



ご加入者さま

●必要書類を準備する。

〈必要書類〉

行事保険の場合

- 事故報告書
- 行事保険加入申込票(兼)団体登録票の控え
- 加入者名簿全員分(事故発生時の行事分)

行事保険(当日参加対応型)の場合

- 事故報告書
- 行事保険(当日参加対応型)加入申込票(兼)団体登録票の控え
- 加入者名簿全員分(事故発生時の行事分)

●必要書類を三井住友海上火災保険(株)公務第一部公務室へFAXしてください。

FAX番号 **03-3277-9023**

- ・原則、事故発生から30日以内に事故報告書でご連絡をお願いします。(30日過ぎても受付は可能です。)
- ・「事故報告書」フォームは有限会社東京福祉企画ホームページからダウンロードいただけます。

〈東京福祉企画HP〉記入例がHPにあります。行事保険と行事保険(当日参加対応型)でそれぞれ傷害と賠償の2パターンありますので、ご確認ください。

URL <https://www.tokyo-fk.com/>

QRコード



事故の受付 保険会社



三井住友海上・公務第一部公務室(営業部署)

- FAXいただいた「事故報告書」の記載内容を確認いたします。
 - ・行事活動中の事故か等ご確認し、記載内容に不明な点があればご連絡をさせていただきます。
 - ※事故の内容等により保険の対象とならない場合があります。
 - ※事故報告書の到着確認のご連絡は行っておりません。

保険金請求書類の ご案内 保険会社



三井住友海上・保険金お支払センター

- 保険金請求書類一式を送付させていただきます。
 - ※到着までに2週間程度お時間をいただいております。

●その他注意事項●

- 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 団体(行事主催者)が加入手続きを行う保険であるため、死亡保険金受取人のご指定は出来ません。
- 予定していた行事が順延または中止になった場合および参加人数の増減が発生した場合は、別紙「Q&A」をご参照ください。
<連絡先>
順延の場合:東京福祉企画(TEL:03-3268-0910)
中止の場合:東京都社会福祉協議会(TEL:03-3268-7232)